

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（内閣府）

制 度 名	観光振興地域における特例措置の廃止	
税目（条文番号）	法人税（租税特別措置法第 42 条の 9、同第 68 条の 13、租税特別措置法施行令第 27 条の 9、同第 39 条の 43、租税特別措置法施行規則第 20 条の 4、同第 22 条の 26）	
見 直 し の 内 容	<p>現行の観光振興地域制度に係る税制上の特例措置を、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止する。</p> <p>なお、沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）が平成 24 年 3 月 31 日に期限を迎えることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るため、同法に基づく観光振興地域を、国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に分割することとし、各地域に観光関連施設を新・増設した場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進する。</p> <p>【新たに要望する特例措置の内容】 観光関連施設（一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る。））の新・増設に係る投資税額控除（法人税）※対象施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。</p> <p>現行の観光振興地域に係る特例の拡充（機械等 25%、建物等 15%、法人税額の 20%限度額の緩和、投資上限額 20 億円の緩和、建物と附属設備の同時取得要件の緩和）</p>	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （ — 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>現行の観光振興地域制度は、平成 10 年 4 月の沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年法律第 131 号）の一部改正により創設されて以来、民間投資を通じた観光関連施設の集積促進により、観光客の増加、雇用の拡大、新たな観光拠点の形成など一定の効果を発揮するなど、民間主導の自立型経済の形成に貢献した。</p> <p>しかし、近年、入域観光客数や観光収入が伸び悩む中で、沖縄を取り巻く環境や、観光に対するニーズの変化に対し、現行の観光振興地域制度では十分に対応しきれない状況になりつつある。</p> <p>このため、次期法制においては、近接するアジアの成長を取り込み、外国人観光客の誘客拡大、観光の高付加価値化、沖縄の魅力的な自然・文化と共生したエコツーリズムなどの新たな観光の展開等に対応した制度を創設することを検討しており、現行の観光振興地域制度に係る税制上の特例措置を、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止するものである。</p>	